

## 「常時使用する従業員数」の考え方について

- 以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。
  - (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
  - (b) 個人事業主本人および同居の親族従業員
  - (c) （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員  
\*法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者
  - (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
    - (d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
    - (d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

### ○ 「通常の従業員」について

通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。